

～山口県不妊治療(人工授精)費助成事業申請書を提出されるみなさまへ～

(医療保険適用の人工授精費が対象です)

◆対 象… 夫又は妻が下関市内に住所を有する法律上のご夫婦
前年所得が、730万円未満(夫婦合算)のご夫婦



令和7年度

◆助 成 額… 1年度あたり9千円以内。

◆助 成 期 間… 一夫婦あたり通算5年。ただし、3年目以降は、医師が必要と判断し、治療をした方です。

◆申請に必要なもの…(1)～(6)の書類、振込先口座が確認できるもの

※ただし、(5)は該当者のみ

必要書類		留意事項						
(1)	山口県不妊治療 (人工授精)費 助成事業申請書	- 夫婦の氏名を各自記名してください。 - 裏面の記入例を参考にしてください。						
(2)	山口県不妊治療 (人工授精)費 助成事業受診等 証明書	- 医療機関に記載を依頼。 - 令和7年4月1日～令和8年3月31日以内に受けた人工授精費について証明されたもの。						
(3)	領収書 (原本)	(2)証明書に記載された治療期間と領収年月日と金額に合致する領収書を持参。 - 領収書は日付順に並べ、ホッチキスははずす。 - 合致しない場合は、事前に下関市保健部健康推進課母子保健係(083)231-1447へご相談ください。						
(4)	住民票	- 続柄を記載した世帯票。(個人番号【マイナンバー】の記載のないもの。) - 申請日から1か月以内に発行されたもの。						
(5)	戸籍謄本 (全部事項証明) ※該当者のみ	※下記に該当する場合は必要となります。 ●住民票だけでは夫婦の確認ができない方 例:夫又は妻が単身赴任等で住民票を異動している 例:2世帯以上が同一世帯となっている など - 戸籍謄本(全部事項証明)は、本籍地の市区町村で発行されます。 - 申請日から原則1か月以内に発行されたもの。						
(6)	市県民税 所得課税 証明書 【世帯票】	- 世帯票を取得。(夫・妻それぞれの所得を確認します。) - 源泉徴収票、確定申告等では代用できません。 - 給与等による前年の収入がない場合でも必要。裏面をご参照ください。 - 他市区町村から転入された方は、1月1日の住所地の市区町村で発行。 - 申請時期によって、対応書類が下記のように変わります。 <table border="1"> <tr> <td>申請時期</td><td>令和7年4月～ 令和7年5月</td><td>令和7年6月～ 令和8年3月</td></tr> <tr> <td>該当書類</td><td>令和6年度 市県民税所得課税証明書 【世帯票】</td><td>令和7年度 市県民税所得課税証明書 【世帯票】</td></tr> </table>	申請時期	令和7年4月～ 令和7年5月	令和7年6月～ 令和8年3月	該当書類	令和6年度 市県民税所得課税証明書 【世帯票】	令和7年度 市県民税所得課税証明書 【世帯票】
申請時期	令和7年4月～ 令和7年5月	令和7年6月～ 令和8年3月						
該当書類	令和6年度 市県民税所得課税証明書 【世帯票】	令和7年度 市県民税所得課税証明書 【世帯票】						

◆(4)～(6)は、市民サービス課(市役所西棟1階)、市民税課(市役所西棟2階)、各総合支所市民生活課、各支所等で発行。

◆必要書類が整いましたら、別添く助成申請のための提出書類確認シート(令和7年度申請用)＞でご確認ください。

◆申請受付窓口… ご不明な点は、★下関市保健部健康推進課へお問い合わせ

★下関市保健部健康推進課	母子保健係	(南部町1番1号 下関市役所本庁管内3階	Tel.083-231-1447)
新下関保健センター		(秋根南町2丁目4番33号 勝山公民館内1階	Tel.083-263-6222)
山陽保健センター		(長府松小田本町4番15号 長府東公民館内1階	Tel.083-246-3885)
彦島保健センター		(彦島江の浦町1丁目3番9号	Tel.083-266-0111)
菊川保健センター		(菊川町大字下岡枝1480番地1 菊川総合支所内1階	Tel.083-287-2171)
豊田保健センター		(豊田町大字殿敷1918番地1 豊田総合支所内2階	Tel.083-766-2041)
豊浦保健センター		(豊浦町大字川棚6166番地2	Tel.083-772-4022)
豊北保健センター		(豊北町大字滝部3140番地1	Tel.083-782-1962)

[illegible]

- ・市町村が発行する所得証明書により、所得合計額を確認→A
- ・控除額を確認→C～H

		夫	妻
A	所得証明書の所得合計		
B	(※所得のある方のみ)控除額	80,000	80,000
C	雑損控除額		
D	医療費控除額		
E	小規模企業共済等掛金控除額		
F	障害者控除額(普通)(該当者×270,000円)		
G	障害者控除額(特別)(該当者×400,000円)		
H	勤労学生控除額(該当すれば270,000円)		
I	B+C+D+E+F+G+H		
J	所得額(A-I)		

730万円未満であれば助成対象

給与等による前年度所得のない方は先に、市民税課または、各総合支所市民生活課で、所得が「0」である申告をしてください。申告後に、「0」の所得証明書を発行することができます。

申請後、山口県で内容を審査し、承認(不承認)の通知をいたします。※山口県より、口座へ振り込まれます。

	書類名など	チェック	備考欄				
(1)	申請期限	☐	申請受付期限内ですか？ ※令和7年度の申請受付期限は令和8年3月31日(火)までとします。 ただし、医療機関の証明書等一部の書類が揃わないため申請が期日までに間に合わない場合は、令和8年3月31日(火)までに下関市保健部健康推進課母子保健係(083)231-1447までご相談ください。				
(2)	山口県不妊治療(人工授精)費助成事業申請書	☐	申請者氏名は、夫婦の氏名が各自記名されていますか？				
		☐	助成歴は、記入されていますか？ ※助成歴が曖昧な場合は、空欄でかまいません。				
		☐	申請金額は空欄にしてください。 ※申請金額は、受付時に確認し、記入していただきます。				
		☐	振込先はもれなく記載されていますか ※窓口にて振込先の確認をいたしますので、預金通帳もしくは、振込先が記載されたページの写し、デジタル通帳の場合は口座番号が確認できる画面などをご持参ください				
(3)	山口県不妊治療(人工授精)費助成事業受診等証明書	☐	治療期間・領収額は記載されていますか？ ※記載されていない場合は、領収書と併せて確認することができません。 治療を受けられた病院へ、お問い合わせください。				
(4)	医療機関の領収書(原本)	☐	今回の治療期間は、令和7年4月1日～令和8年3月31日以内ですか？				
		☐	提出する領収書は、原本ですか？ ※(3)に記載された治療期間に該当する領収書は、全て提出してください。 ※「未納」と記載されている領収書がある場合も必要です。				
(5)	住民票	☐	続柄が記載された世帯票ですか？(個人番号【マイナンバー】の記載のないもの。)				
		☐	発行日は、申請日から1か月以内のものですか？				
(6)	戸籍謄本 ※該当者のみ	☐	戸籍謄本(全部事項証明)ですか？ ※戸籍抄本(個人事項証明)ではありません。				
		☐	発行日は、申請日から原則1か月以内のものですか？				
(7)	市県民税所得課税証明書【世帯票】	☐	世帯票にて取得していますか？(夫・妻それぞれの所得内容を確認します。)				
		☐	申請日に対応した書類の年度ですか？ <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>申請時期</th> <th>令和7年4月～ 令和7年5月</th> <th>令和7年6月～ 令和8年3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>該当書類</td> <td>令和6年度 市県民税所得課税証明書 【世帯票】</td> <td>令和7年度 市県民税所得課税証明書 【世帯票】</td> </tr> </tbody> </table>	申請時期	令和7年4月～ 令和7年5月	令和7年6月～ 令和8年3月	該当書類
申請時期	令和7年4月～ 令和7年5月	令和7年6月～ 令和8年3月					
該当書類	令和6年度 市県民税所得課税証明書 【世帯票】	令和7年度 市県民税所得課税証明書 【世帯票】					
		☐	所得の合計は730万円未満ですか？ ※所得の計算方法は、ホームページかまたは、申請書の説明書をご確認ください。				

◆申請受付期限…令和8年3月31日(火)

注)申請受付期限を過ぎたものは、受け付けることができませんので、ご注意ください。

※注意※

①医療費控除の申請をされる前に、不妊治療(人工授精)費の助成申請をしてください。

医療費控除の申請後に不妊治療(人工授精)費の助成申請をされた場合は、必ず税務署にご相談願います。

②高額療養費制度等適用後の金額の助成となります。

③記入は、黒か青のボールペンで記入してください(フリクションペンでの記入は受付できません。)